

# 令和7年3月～ 卒業予定の皆さんへ

学生の皆さん  
ご存じ  
ですか？

佐伯市内の  
企業に就職し、  
佐伯市に住めば！

## 佐伯市は皆さんの

さいき城山桜ホール

# 奨学金の返還を応援します！



ただし、借入額の4/5以内で、校種別に以下のような限度額があります。

助成金額  
(限度額)

■ 高等専門学校	110万円
■ 専修・短期大学	80万円
■ 大学	160万円
■ 大学院	220万円

佐伯市があなたに替わって奨学金の返還を8年間応援し、9年目に各校種の限度額に達するまでの残金を一括応援します。

### 定員

20名程度



### 対象者

- ◎在学中に対象となる奨学金(佐伯市奨学金、大分県奨学会奨学金、日本学生支援機構奨学金(第1・2種)の貸与を受けた方
- ◎満30歳以下であり、本市に8年以上継続して居住する意思のある方
- ◎令和2年4月以降、佐伯市内の事業所等に就職し、市内に居住する方(令和7年4月以降居住する方も含む)

問い合わせ先

佐伯市教育委員会  
☎ 0972-22-4064

〒876-0853 大分県佐伯市中村東町6番9号  
FAX 0972-24-0231  
E-mail gakuji@city.saiki.lg.jp

# さいき創生人材奨学支援事業制度とは

## 目的

奨学金の返還負担のため、進学等を躊躇・断念する若者への修学奨励と佐伯市への居住、就職促進を図るため、奨学金の返還を支援することを目的としています。

## 募集対象者

### 以下の条件に全て該当する方

- 大学等※1 在学期間中に奨学金の貸与を受け、奨学金の返還を予定している方
- 交付申請時、30歳以下で市内に住民票があり、現に居住し8年間定住する意思のある方
- 交付申請時、市内に本社・本店および事業所等※2のある企業に正規雇用されている方
- 国および地方公共団体の職員は除く
- 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていない方
- 市税等を滞納していない方
- 佐伯市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等ではない方



※1 大学等とは 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校

※2 事業所とは 佐伯市内の事業所（ただし本社が市内であっても勤務地が市外で市外に居住の場合は対象となりません。）  
自営業や第1次産業（農業・林業・漁業）に就業する場合も可（ただし、基準あり）

## 応募方法

- 申し込みに必要な書類 申請書、奨学金貸与証明書等の写し
- 提出方法 郵送および持参
- 申込期間 令和7年4月1日(火)～令和7年6月2日(月) 当日消印有効
- 選考結果のお知らせ 令和7年7月下旬頃

## 支援内容

大学等卒業	市内居住・就業 (1年目)		就業 (2年目)	就業 ～	就業 (8年目)	就業 (9年目)
	申請⇔認定	猶予期間を除いた年間返還額を補助します	各年の年間返還額を補助します			限度額までの残りを一括補助します

※ 毎年申請手続きが必要です。

### 返還の例

例：日本学生支援機構奨学金（大学：国立自宅外 月額40,000円の場合） 借入額 1,920,000円（4年間）

### 補助額合計

**1,536,000円**

借入額1,920,000円の4/5

1年目返還額  
73,846円

年額 147,692円×7年間  
1,033,844円

9年目に一括補助  
428,310円  
(1,536,000-1,107,690)